

目 次
第1号（2月19日）

| | |
|----------------------|----|
| 告 示 | 1 |
| 応招議員 | 1 |
| 議事日程 | 2 |
| 本日の会議に付した事件 | 2 |
| 出席議員 | 3 |
| 欠席議員 | 3 |
| 事務局職員出席者 | 3 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 3 |
| 開 会 | 4 |
| 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 会期の決定 | 4 |
| 町長提出第2号議案 | 5 |
| 町長提出第3号議案 | 7 |
| 町長提出第4号議案 | 12 |
| 町長提出第5号議案 | 16 |
| 町長提出第6号議案 | 17 |
| 町長提出第7号議案 | 21 |
| 町長提出報告第1号 | 29 |
| 閉 会 | 30 |
| 署 名 | 31 |

津和野町告示第2号

平成28年第2回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

平成28年2月10日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成28年2月19日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

後山 幸次君
米澤 宏文君
草田 吉丸君
寺戸 昌子君
三浦 英治君
板垣 敬司君

川田 剛君
岡田 克也君
丁 泰仁君
御手洗 剛君
京村まゆみ君
沖田 守君

○応招しなかった議員

平成 28 年 第 2 回 (臨時) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)
平成 28 年 2 月 19 日 (金曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 28 年 2 月 19 日 午前 9 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提出第 2 号議案 津和野町教育長の任命について
日程第 4 町長提出第 3 号議案 平成 27 年度青原団地ストック改善工事 (第 2 期)
請負変更契約の締結について
日程第 5 町長提出第 4 号議案 平成 27 年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設
設道路工事請負変更契約の締結について
日程第 6 町長提出第 5 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給
条例の一部改正について
日程第 7 町長提出第 6 号議案 高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部
改正について
日程第 8 町長提出第 7 号議案 平成 27 年度津和野町一般会計補正予算 (第 6 号)
日程第 9 町長提出報告第 1 号 専決処分の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提出第 2 号議案 津和野町教育長の任命について
日程第 4 町長提出第 3 号議案 平成 27 年度青原団地ストック改善工事 (第 2 期)
請負変更契約の締結について
日程第 5 町長提出第 4 号議案 平成 27 年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設
設道路工事請負変更契約の締結について
日程第 6 町長提出第 5 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給
条例の一部改正について

日程第7 町長提出第6号議案 高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部
改正について

日程第8 町長提出第7号議案 平成27年度津和野町一般会計補正予算(第6号)

日程第9 町長提出報告第1号 専決処分の報告について

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 後山 幸次君 | 2番 川田 剛君 |
| 3番 米澤 宥文君 | 4番 岡田 克也君 |
| 5番 草田 吉丸君 | 6番 丁 泰仁君 |
| 7番 寺戸 昌子君 | 8番 御手洗 剛君 |
| 9番 三浦 英治君 | 10番 京村まゆみ君 |
| 11番 板垣 敬司君 | 12番 沖田 守君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|--------|--------------|--------|
| 町長 | 下森 博之君 | 副町長 | 島田 賢司君 |
| 教育長 | 世良 清美君 | | |
| 参事(兼健康福祉課長) | | | 齋藤 等君 |
| 総務財政課長 | 福田 浩文君 | 税務住民課長 | 楠 勇雄君 |
| つわの暮らし推進課長 | | | 内藤 雅義君 |
| 農林課長 | 久保 睦夫君 | 商工観光課長 | 藤山 宏君 |
| 環境生活課長 | 和田 京三君 | 医療対策課長 | 下森 定君 |
| 建設課長 | 田村津与志君 | 教育次長 | 羽多野寿子君 |
| 会計管理者 | 山本 典伸君 | | |

午前9時00分開会

○議長(沖田 守君) おはようございます。

きのう、きょうと比較的穏やかなというか、好天が続いておりますが、余り天気が寒かったり暖かかったりということで異常であります。皆さん、健康には十分御留意いただきたいと思います。かように思います。

本日は、平成28年第2回津和野町議会臨時会が招集されました。議員各位にはおそろいでお出かけをいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名全員であります。定足数に達しておりますので、平成28年第2回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、8番、御手洗剛君、9番、三浦英治君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3. 議案第2号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第2号津和野町教育長の任命についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。

本日は臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りまして、ありがとうございました。

今臨時議会に提案をいたします案件は、人事案件1件、契約変更案件2件、条例案件2件、補正予算案件1件、報告案件1件の合計7案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第2号でございますが、津和野町教育長の任命についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めますのでございます。

津和野町教育長としてお願いをしたいのは、住所、島根県鹿足郡津和野町森村イ551番地8、氏名、世良清美、生年月日、昭和34年2月12日、現在57歳でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） このたびの教育長の任命についての提案でございますが、世良清美さんに関しましては、かつて教育長不在のときにも、教育次長として教育委員会や組織等をまとめられ、手がたく行政を行ってこられ、そして頭脳言論明晰であり、そして教育行政のみならず、特に津和野町で重要な文化財等につきましても非常に詳しく、そして建設・設計等も詳しい、そういうこれからの新しい教育長として、現在の津和野町の教育行政を推進していくためにふさわしい人材だと思います。よって、賛成の立場として討論をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第2号を採決します。この採決は、無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（沖田 守君） ただいまの議員数は、議長を除く11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番、丁泰仁君、5番、草田吉丸君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（沖田 守君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載の上、投票願います。なお、投票における表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第84条の規定により、反対とみなすこととなっております。

投票用紙は漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（沖田 守君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。6番、丁泰仁君、5番、草田吉丸君の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（沖田 守君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票であります。これは先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち賛成7、反対4、反対票の中に白票1票があります。以上のおり、賛成多数であります。よって、本案の任命については同意されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第4. 議案第3号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第3号平成27年度青原団地ストック改善工事（第2期）請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第3号でございますが、平成27年度青原団地ストック改善工事（第2期）請負変更契約の締結について、議会の議決を求めらるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、議案第3号について御説明をいたします。

工事請負契約の変更をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

契約の目的としては、平成27年度青原団地ストック改善工事（第2期）、契約の方法、随意契約、契約の金額、7,011万3,600円、変更前の金額、6,393万6,000円、変更額617万7,600円、それと工期延期の関係がございまして、契約の工期、変更前完成期日が28年、今月の2月29日というふうにしておりましたが、それを3月9日まで延期させていただきたいということでございます。契約の相手方、津和野町枕瀬575番地9、堀建設株式会社でございます。

1枚はぐっていただきまして、工事請負変更仮契約書をつけております。参考資料のほうをごらんいただいたらと思います。当初の契約の概要については読み上げませんが、

内容的にはそういうことをごさいますして、昨年、27年11月6日に契約をしておるものごさいます。

今回、変更になりました理由というところから申し上げたいと思いますが、金額の増ごさいます、内部工事と外部工事に分かれております。10戸を今、改善工事をしておりますが、レンジフードの取り付けの関係で、建設年度が違ふところの集合住宅について、5戸分を既存の物がつかないというふうなことで、加工取り付けにさせていたいただいたらということごさいます。

それから、木製建具工事の関係ごさいます、10戸中そのままでは使えないというふうなところもごさいます、木製の建具6カ所とかふすま3カ所等ごさいます。

それから金属製建具の関係ごさいます、網戸の関係ごさいます、放置できないものが5カ所。それから内部塗装の関係ごさいます、既存の建具、かえないところの建具の塗りかえとか、レンジフードについても加工するというふうなことで、塗装が新規に発生したものでごさいます。

外部工事についても同じく、新規に追加ということごさいます、外壁鉄筋爆裂部分補修というふうにごさいます、住宅の1階と2階の間にPC板というものごさいます、ひさしのような形で出ておりますが、そのところに鉄筋が腐食をして、コンクリートを壊しておるというふうなところが見つかりまして、このあたりのところを補修をいたしました、80平米。その後、水が入らないような形でFRPで対応しておるものごさいます。

それから、基礎部分鉄筋爆裂部分補修とありますが、基礎の部分で12カ所、やはり同じような状況が発生をしておりまして、これについて対応したものでごさいます。

次に、破風板ごさいますけども、聞きなれない言葉ごさいます、屋根の両端のところ部分のお宮で言うと千木といいますか、千木は上へ出てますが、その下部分のところの板がありまして、これを破風板というふうにごさいます、GLというのがガルバリウムのごさいます、ガルバリウム鋼板をそこへ取り付けるということごさいます、61メートル追加をしております。

それから、エアコンの関係の穴あけの関係で10戸で3カ所必要であるということごさいます、合計30カ所。

それから、舗装工事の数量の増加ということごさいます、27.6平米、これまで計上していませんでしたが必要になりました。

それから、浄化槽周辺の土のう積み上げで大型土のうを17個積み上げておりますが、今後、青原停車場線の改良工事の関係ごさいます、今の現状のより、盛り土になって高くなるというふうなことがごさいます、浄化槽を今の既存のところにごさいます、埋めるともう土の下に入ってくるというふうなことでごさいますので、将来を見越してそのあたり高めにしておくことになりましたが、当面の間それを固定しないといけないという状態が発生をしておりまして、それで計上してあります。

それから、ガスタンクの撤去及び復旧というふうなことでございますが、工事をするために一度ガスタンク、ガス管を撤去して、新たにまたそこへ戻したというふうなものがございます、金額的にはそれぞれそこに書いてあるようなことでございます。

一番大きいところで申し上げますと、外壁鉄筋爆裂部分というところが、直接工事費でいうと、この金額の消費税を除いて467万7,000円ばかりでございます、外壁のPC板の關係の補修の關係で225万円ばかりでございます。それから、次に大きいところで申し上げますと、木製建具の關係で68万8,000円、それからエアコンの穴あけの關係で81万8,000円、木製建具の關係で68万8,000円というふうなところが大きいところでございます。

それから、工期の延期に関する理由でございますが、PC板の關係で補修をするというふうなことで工期を使いましたことと、合併浄化槽の關係の位置をどこにするのかというふうなことで検討を行いまして、この關係で2月末で全ての工事が終わらないというふうな状態になりました。順調に行けば終わるかもしれないという状況ではございますが、一応、9日ばかり延期をさせていただきたいと。ただし、入居については2月末まで、一応内部の工事については完了いたしますので、入居者の皆様については、当初の予定どおりに入居をしていただくと。ただし、外構のほうが残っておるというふうな状況でございますので、つけ加えをさせていただきます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 一、二点をお伺いしたいと思います。まず、今回の変更で、前にも青原団地のときに指摘はしておいたんですが、今回もこの当初設計で外壁塗装やなんかは上がるとのわけですね、計上されております。ということは、外部のほうも全部設計士さんが調査されとると思うんですよ。そうした段階で今度工事へ入った。そして、外壁鉄筋の爆裂部分が見つかったというふうなことは、私は大変疑義を感じとるんですが、なぜ当初の設計段階でこれが見つけられなかったのか。当然、基礎部分の鉄筋爆裂部分というふうに変更で計上してありますが、基礎部分の爆裂部分というのは大変重要な場所であろうと思うんですね。こういったことが当初設計で何で見落としをされとるんか、そういうところがちょっと私にはわからないわけでございますが、そうした前にも指摘しておきましたが、あまりにも変更の箇所が多すぎるような気がするんですね。いつもこういうふうな形で出てくるような気がするんですが、その点課長さんどのように思っておられるか、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） PC板の關係の鉄筋が腐食をしてコンクリートを壊した、爆裂をしたというふうなところでございますが、第1期工事の關係で、實際のところはそれを施工しておりません。そのあたりのところで、同じ建物でさらに建設年度が

後のものがございますので、当初設計のときにそこまで確認をしなかったというふうなことで、大変申しわけないというふうに思っておるところでございます。

施工を始めまして、施工業者のほうから、現場監督のほうから、鉄筋部分のところでもコンクリートがもう割れておるといふことで、研って中を見ると、鉄筋が腐食をしておるといふふうなことがわかりまして、急遽このあたりをどうするのか、通常の鉄筋コンクリートづくりの関係で申し上げますと、青原小学校の関係でも結局その改修工事をストップして建てかえをするといふふうなことにもなりまして、今回もそのようにせざるを得ないのかといふふうなところもございましたが、一応設計士さんを含めて協議をし、島根県にも確認をしたところがございますが、二次製品としてそのものは入れたものであって、その辺のところでは構造上には問題がないといふふうなことで確認ができましたので、この改修工事については続けてきたといふふうなことでございます。

以前の建物についてはどうかと、第1期工事についてはどうかと申し上げますと、たまたま今回補修をお願いした業者の方に連絡が付きまして、前1期工事のその業者が行われておって、そのあたりのところは問題がなかったといふふうな確認がとれておるところでございます。今回の建物についてのみ対応するといふふうなことでございます。

そのあたりのところで、議員がおっしゃるような事前の確認が不十分であるといふふうな御指摘についてはまことにそのようなことでございまして、申し開きはないといふことでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第3号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第3号平成27年度青原団地ストック改善工事（第2期）請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第4号平成27年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは議案第4号でございますが、平成27年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育次長から説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 議案第4号平成27年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事請負変更契約の締結でございます。地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、平成27年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事。契約の方法、随意契約。契約金額でございますが8,337万1,680円、変更前の金額7,334万2,800円、変更額でございますが1,002万8,880円でございます。契約の相手方、津和野町高峯566番地1、有限会社ナガヨシ技建、代表取締役永吉伯亨でございます。

1ページお開きいただきまして、工事請負変更仮契約書がつけてございます。本日の議会の議決を経たときに本契約となるものでございます。

その後、資料2、3がつけてございますので、3のほうをお開きいただきたいと思っております。

今回、契約金額を変更していただくものでございます。道自体は既に終点まで届いており、おおむね通行可能な状況になっております。仮設道路からの泥水等が入り口の町道へ流れる状況があり、泥水対策及び流水対策に対して、地元からの要望が出ております。それで舗装をいたしたいと考えております。また、安全対策として防護柵等の設置等の対応をいたしたいと思っております。

図面のほうで色づけで掘削工、緑が植生マット工でございます。緑の部分はのり面の一部に柔軟な部分があり、崩落を未然に防ぐための植生マット工をさせていただくということでございます。黄色の部分でございますが、擁壁の安全対策のために、ガードレール設置等が必要になったための防護柵工でございます。赤の部分でございますが、舗装工、先ほど申しましたが、入り口からヘアピンカーブを曲がったところまでと、終点の近くのところでございますが、そこを舗装したいということでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） これより質疑に入ります。ありませんか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） これも一、二点お伺いしますが、今回の変更は数量変更も相当のものがあるようでございますが、当初、残土使用量やなんかでも3,700立米を計画したんですが、大方倍の7,400立米というふうになっておるわけですが、こ

れだけの残土が倍にふえるということは、ちょっと私どもじゃ想像できないわけですが、これはもう変更されておるわけですからどうかは申しませんが、この道路もこの前の工期の延長のときにお話があったように、災害でいろいろあったからこういうふうに変更したいと、金額を変更したいというふうなことは聞いておりましたが、この道路ができたなら、これは一般道路として使用できないわけですから、ここに遮断器をつけるとか、標識をつけるとかのような何かあれを考えておられるのでしょうか。一般の人が間違えて入ったら大変なことになろうと思うんですね、これは工事用道路でありますから。そういったことの対策はどのように考えておられるのか、その点と、これはちょっと関連があるから質問をするわけですが、27年度で津和野の城跡の大手道の周辺災害復旧工事というのが発注されておりますね。これとの関係であります、これが28年度の3月31日が工期であります。これと、この作業道との関係なんです、その工事はこの作業道を使わなくても工事ができたのか、何ら作業道とは関係のない工事であったのでしょうか。その点と、そこまで先にお尋ねをしておきます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 1番議員さんの御質問の一番目でございますが、作業道でありますので、入り口に一般の通行ができないようにするというのを御指摘をいただきましたので、私の中にその辺までは済みません、考えが至っておりませんでしたので、その対策はとらさせていただきたいと思っております。

大手の関係でございますけれども、一応道が終点までつけておりますので、上から資材を運ばなくてはいけないものについては、この道を使わせていただいて資材を運ぶということにしております。あと、大手のほうは高校の寮のほうからも資材が運ばれますので、その高校の寮の入り口から運ばれるものは下から運びたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） ちょっと追加で御答弁をさせていただきたいと思いますが、高校側の工事というのは入り口側に工事の箇所があります。その部分については、当然この道を使う必要もなく、入り口ですので工事が進められます。それで、いわゆる頂上に近いところで崩落が1カ所ございまして、そのところの工事にはこの道を使う必要がありますので、資材の運搬等はこの道を使って行うということを考えております。既に資材等については運搬をしておりますので、あとはこの工事は仕上げの工事をやるという形です。

それから、最初の質問の中で、土量の増量のことをおっしゃっておられましたけれども、この図面を見ていただいて、一番上の掘削工というところで1万100立米が7,400立米に落ちております。これは、要は線形が若干変形、中心線がちょっと変わったところで土量が減った部分、この数字に落ちておるわけですが、それが丸々残土処理工という形で載せてあります。この残土処理工の中で3,700から7,400にふえた

原因でございますけれども、この部分については、最初は県営の事業のところの工事にその残土処理として持って行っていただくという予定で進めておりましたけれども、なかなかその県営の工事とこの工事との時間的な部分が合わないというところで、残土処理そこへ持って行く土量ができなかったということで、丸々が残土処理という形になったということで、こういう数字の動きになったということで御理解をいただいたらと思います。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） これは、ほかの工事のことでちょっと聞くのは大変何なんです、今の大手道の分ですね。これの工事は、ある会社がとられてるのはわかっとるんですが、入札されております、これは古い城跡の石垣がありますね、今、災害で崩落しとるじゃないですか。あれの工事にはこれは関係ないんですか。この大手道というのがありますね、災害復旧工事、これは今の城がありますでしょ、城の石垣が。これが崩落しておりますわね。これを修復するために裏からの道路、仮設道を入れるわけですから、その工事は今、城のその石垣の復旧には入っておらんですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） この喜時雨側から入れる作業道につきましては、スタート時点は、まさに議員さん言われる本城の石垣の復旧工事のために入れることでスタートしました。その矢先に平成25年の大災害がございまして、今、大手道のところの復旧工事をやっております部分が災害に遭ったということでございます。いわゆる大規模な災害ということで、補助金の上乗せがあるということで、そちらのほうの工事に乗りかえをさせていただいて、今回のこの道についても補助金の上乗せ工事、上乗せの対象の工事として切りかえをして、今に至っておるということでございます。ですので、当然でき上がって、今から本城の工事に入るときにはこの道を当然使っていきます。ですが、今、補助金としていただいております申請内容は、大手道の工事とあわせた形での補助金申請という形に今なっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第4号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第4号平成27年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第5号

- 議長（沖田 守君） 日程第6、議案第5号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（下森 博之君） それでは議案第5号でございますが、津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

- 議長（沖田 守君） 教育次長。

- 教育次長（羽多野寿子君） 失礼いたします。津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてでございます。教育委員会制度が改正されたということで、それに伴い条例の改正を行うものでございます。

別表をごらんいただきたいと思っております。教育委員会の中に委員長、委員という2段書きで記載されているものを教育委員という1段に改めるものでございます。附則としまして、この条例は平成28年3月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

- 議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第5号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。起立全員であります。したがって、議案第5号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第6号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第6号高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは議案第6号でございますが、高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは議案第6号について、御説明をいたします。高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

今回の一部改正につきましては、現在、町が直接管理している高津川清流館につきまして、管理の円滑化等を図る目的で指定管理者制度を導入することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案1枚めくっていただきまして、新旧対照表のほうをごらんください。

第4条につきましては、指定管理者による管理に改め、指定管理者が行う業務の範囲を規定しております。業務につきましては、利用の許可に関する業務、清流館の施設及び備品の維持管理に関する業務、その他設置目的に関する業務でございます。

第5条から第11条につきましては、町長を指定管理者に改めるほか、第8条第2項において、利用料を指定管理者の収入として収受させることができる利用料金導入施設といたしますことから、使用許可を利用許可に、使用を利用に、使用料を利用料に、使用者を利用者にそれぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。なお、4月1日施行までの指定管理者指定の手續でございますが、非公募による指定管理者の選定の後、指定管理者選定審査会の審査を経て、28年3月定例会において指定管理者の指定議案を提出をさせていただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 以前、全員協議会の中でこの高津川清流館の今後の運営についてというお話があったと思うんですけども、全室改装というようなお話も出てきたと思います。今後、この高津川清流館を指定管理にすることによって、今実際

にIT企業さんが使われておりますよね。そういった利用の要望によって、指定管理者が使用の許可を広くするだとか、そういった範囲も出てくると思うんですけども、現在使われておられる方々に対して、今後、指定管理になった後も使用を継続できるというような旨というのは、そういったことはきちんと継承されていくものなのか、そこをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） この高津川清流館につきましては、機織り同好会の皆さんがシルクの染め織りというようなところもやっておられます。また、会議を何回か行っているということで、昨年の実績でいうと大体44件ぐらい、今年度の今までの実績ですね、44件ぐらいございます。

昨日もこの機織り同好会の皆さん、ここの高津川清流館の今まで使用されて、シルクの染め織りを実施してこられたということで、こういった指定管理者制度の導入、あるいは今、ネクシーさんが入られて、コールセンターという業務をやっておられるということで、自分たちが使用しているところが今後どうなるんだろうかということで、大変御心配をされておりました。

昨日、ちょうどお話しをする機会がございまして、私どもとしては、この指定管理者制度になっても、この使用の許可の権限は指定管理者のほうを持つことにはなりますが、基本的には今までどおりの継続を行っていくような旨をお伝えをしたということと、今後のこの高津川清流館、先般、全員協議会では6名の方が今、雇用をされておられるということでお話をさせていただいたのですが、現在7名に、1名ふえております。正職員が1名ふえたということでございますが、そういった業績を踏まえて、今後、ここをITに関連するような全館改修というような議員の御質問ございましたが、そういうところの方向性も現在のところ持ち合わせているということでございます。

その辺の方向性というのは、あくまでもそういうコールセンターの業績、そういったことを踏まえながら、今後の対応というのはとっていきますと。そのときには、機織り同好会の皆様にも御相談はさせていただきますと。そういった使用されるところが私どもだけの判断で突然変わるというようなことはありませんということでお伝えをさせていただいたところでございます。今後の使用につきましては、そういったことで、今ある設置目的に照らした中の高津川清流館の使用というのを指定管理者のほうでは使用許可をやっていただくということで考えているということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 指定管理ってということで、指定管理料というものがまた発生すると思いますけれども、それはどの程度を考えておられるかということと、先ほど2番議員さんが全館改修の話が出ていたということは前回の全員協議会か何かのときにあったと思うんですけども、例えば町としてその建物を改修しました。けれども、8条の2にあるように、利用料は指定管理者の収入となるというところは、

そういうことになるんですかね。いろんな企業を誘致しました。部屋の使用料はその指定管理者に入るっていうことになるということですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 指定管理料ということでございます。私も今、平成28年度当初予算、指定管理料として委託料のほうの積算は原案的には今、持っているところでございます。

ここの高津川清流館の管理に関しましては、光熱水費として電気、水道、ガス、それから通信費として電話料、それから消防設備の点検、それから今回補正予算でも計上させていただきましたが、この使う頻度が毎日使われるということで、清掃の関係の日常の清掃の部分と定期的な清掃の部分、この辺の管理費的なところを支出的に180万円程度見込んでおられるところでございます。これにつきましては、町が直営で管理しておいても、その金額自体はかかるということなので、それが事務手続含めてそのまま指定管理者のほうに今度は請求がいったら、指定管理者のほうでお支払いをするというところが、支出面と言いますと管理費として180万円程度見込んでおります。

事務費的な人件費、ここが指定管理者の事務費のところでございます、ここを大体年間12万円程度で見込んでおります。大体一月1万円程度、この指定管理者をしていただくための人件費として、相当分として考えているということでございます。

収入のほうでございますが、先ほど議員のほうから御質問ありました利用料金導入制度ということで、これ6月にこの条例の一部改正を行わさせていただきました、新旧対照表のほうにもつけておりますが、レンタルオフィス、この部分が一月7万円、正確に言いますと7万870円かかります。これを指定管理者のほうで収入として入ってくると。ここが大体年間85万円程度入る予定になっております。この部分と収入見込みとして、85万円程度入ってきたものと支出の180万円、先ほど言いました事務費と管理費合わせて180万6,000円、これを引いたものが指定管理者として差し引きとして94万9,000円委託料としてお支払いするというような形で、レンタルオフィスの使用料についてはそのまま指定管理者のほうに入って、先ほど説明をさせていただいた管理費、人件費部分を差し引いた残りをうちのほうから指定管理料として出すというような仕組みになるということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第6号高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第7号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第7号平成27年度津和野町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは議案第7号平成27年度津和野町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ1億7,700万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億8,954万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは議案第7号を御説明いたします。

まず、4ページのほうをごらんください。

第2表地方債補正の追加及び変更でございます。総額で1億7,700万円の増額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出のほうから御説明いたしますので、12ページのほうをごらんください。

まず、民生費の社会福祉総務費でございます。工事請負費といたしまして、障害者福祉センター建設工事1億6,700万円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、土木費の道路維持費でございます。工事請負費といたしまして、1月24日からの積雪によりまして崩壊いたしました町道三畝線ののり面修繕工事1,000万円を新たに計上しております。

それでは、歳入のほうを御説明いたしますので、10ページのほうにお戻りください。

町債でございます。民生債の過疎対策事業債といたしまして、障害者福祉センター建設工事に係る社会福祉施設整備事業7,340万円、施設整備事業債としまして、同じく障害者福祉センター施設整備事業9,360万円を新たに計上しております。次に、土木債の一般単独事業債といたしまして、町道三畝線ののり面修繕工事に係る防災対策事業1,000万円を新たに計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 12、13ページで工事請負費、前回全協の中で障害者福祉センターの設計を拝見させていただいたわけなんですけども、もう一度確認なんですけれども、この障がい者団体ですとかそういったところのいろんな対話はされていると思うんですが、今後、また新たに要望ですとか、こういったふうがいいんじゃないか、軽微な変更等、そういったものは変更はきくのかどうか。まずこの質問をお願いします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 済みません、今後変更はきくのかというのは、ちょっとどういった意味かわからないんですが、まだ設計出してません、契約はしてませんが、基本的には今の考えている、この前全協でお示しさせていただいた内容で発注しますので、これをもとに工事完成をしていきますので、今、この完成が終わるまでは細かな変更については考えておりません。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 先日、ある方とお話をさせてもらってる中で、町と色々な設計の部分についても相談をさせてもらって、いろんな要望は投げかけたみたいなんですけど、回答をいただけないまま議会を迎えるということに大変疑義を感じておられました。そんなに大きく変わるものではないんですが、若干そういった声もあり、町としては予算上の関係でできなかったのか、そういったことは定かではないんですが、まだその返答をいただけていないというところで、今こういった質問をさせていただきます。

それとまた、B型事業所の作業関係につきましても、こういった事業を行うのかという部分がまだはっきりわからないという部分もあります。その辺もしっかりと詰めた上で、我々文教民生常任委員会として、さまざまそういった議論は課長とはさせていただいておりますけども、今後は利用される方々との協議を完成までにしっかりとさせていただければという思いで質問をさせていただきましたのでお願いします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 障がいの持つ親の会等もこれまでこういったものにしたらいいかというのを聞いておりますけども、これにつきまして全てが町としてできるものではないということも言っておりますので、先ほど議員のほうからもありましたが、予算的なもの、いろんな面でできる限りの対応はしていくということで答えております。それについては、特にこういう決定になったということ、まだそういった報告はしておりませんが、今回予算等認めていただきましたら、会のほうにもこういった形になったよということはお示ししていきたいとは思っております。

それから、B型作業所につきましては、これまでも言ってきておりますけども、まだ事業内容は決定しておりません。建物のスペース的には確保しましたけども、今後、作

業の内容によって、中に設置する備品、台であるとかそういったものを検討しながら進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 先ほど2番議員が言われました身障者の会の要望事項、これがなされていないところがあると、そう大したものじゃないんですが、おむつの取りかえ部分、例えば、取りかえるときにベビー用はありますが、もうちょっと大きな大人用が、要望していたのがないというようなこともありました。その回答もないままにそのようになっているということなので、できれば要望に沿ったようにしてあげてほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 先般の全協のほうで示させていただいた図面の中で、子供用のおむつとおもらし等をしたものにつきましてはシャワーパン、保育園等で小さなお子さんがおもらした場合には取りかえたりするときに使うものでございますが、それとその横に多目的トイレということで、オストメイトパックということで、これ人工弁とか人工膀胱をやられる方が処理施設ですけれども、これ汚物処理等もできますので、こういったこともちょっと皆さんが要望されていたものとは多少違うかもしれませんが、そういったことも含めて説明してまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 先般の2月の9日からきょうまでの間、限られた時間ではありますけれども、全協のときにも私のほうからも提案をさせていただきましたが、暖房、全体的な暖房等について、現在、設計者と町とでのすり合わせの中で幾らか提案が受け入れられたものなのか、その辺の交渉というか経緯について御報告をいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 議員さんから、前回の2月9日の全協のとき、ペレットストーブ等の御提案をいただきました。今回、設計に関しまして、本臨時会に予算計上する時間的余裕がかなり厳しいものがありまして、前回提案をしていただきました後、暖房等につきましても確認をしましたが、なかなか今、金額を抑える状況の中で、あの時点で暖房をかえていくということは難しいということがございましたので、大変申しわけありませんけれども、今回につきましては、ペレットストーブについては設置をできないということで対応しております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 冷暖房については、現状の設計段階ではどのようなかお聞かせいただきたいと思っておりますが、障がい者団体の皆さんからも個々の声を少し聞きますと、床暖房的なものも要望的にあつたのではないかと思います。床暖房なら床暖房でも結構でございますが、できれば私の提案も少し検討を加えて、

今回の予算の範囲の中で変更が可能ならば、そのように取り扱っていただけないものかなと感じますが、いかがでございましょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 済みません。一番最初ですけれども、議会のほうにもこれまで全協の中でお示ししていきましたが、当初2億円程度ということで検討しておりました。ですけれども、やっぱり財政等を考えるとできるだけ抑えてやりたい。結局的には1億6,700万円程度になったわけですが、当初、高津川流域材を使う等々で、かなり当初よりも金額が上がってきております。鉄骨等で安くやれば5割減ぐらいでできるのかもしれませんが、そういった要件等も踏まえてやってきておりますので、工事金額が上がってきておまして、できるだけ抑えたいということでやっております。

それから、電気の関係ですけれども、関係者の方々からいろいろその電気の関係も要望は受けております。先ほども2番議員さんの質問にもお答えさせていただきましたが、そういった障がいを持つ親の会さん等の意見は、かなりそういった要望されるものがありますが、なかなかそれを全てやっていくということになると、かなりの金額等にもなってきますので、その辺は町のほうで、そのうちこの程度であればというような形の内容に調整はさせていただいておりますので、関係者の方からすれば不満的なことも考えられるかもしれませんが、その辺は御容赦いただいたらと思っております。特に子供さんらの小さなお子様が使われるところについては、暖房等、床も結局そのはったりされる方、障がいを持った方おられますので、そういったことも考えながら暖房も考えておりますので。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 済みません、今の要望のことで若干訂正させていただきたいんですけれども、その要望というのが施設を広くしてくれだとか、そういったところではなくて、例えばテラスがあるということは段差があると、段差をなくしてほしいだとか軽微な部分なんです。実際に使われている方でなければわからないような若干の変更ですので、何て言うんですか、いろんなものをつけてくれということではなくて、再度協議をしていただきたいなと、そうしていただければ、使用者目線でどういったものが必要かというのは我々にはわからないようなところも多々ありますので、そこを見ていただきたいなというところと、もう1点なんですけれども、工事請負費の予算のことではあるんですが、建てるという意味においては、一応質問させていただきたいと思っておりますけれども、建てるということはやはり人が必要になっていきます。運営される場所は高津川清流会さんが運営されると思っておりますけれども、まずその高津川清流会さんも2月、今19日になりましたけれども、設置はされたのか、法人として認められたのかどうかをまず1点確認と、それとこの法人に移行した後、この法人がいわゆる専門職員を雇っていないといけないと。来年の4月には

運営が開始されるということは、これから職員さんも募集をしていかなければいけない、そういったところで町とのかかわり、町がいろんなネットワークを使って、職員さんを募集をかけていくのか、それとも法人にこれは法人のことであるからと法人に任せるのか、この人が配置されるされないによって、その運営のサービスメニュー、内容というのが大きく変わってくると思うんですけども、その人的なフォローっていうのはどこまで考えていらっしゃるのか。来年スタートに向けてのお気持ちをお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 済みません、段差の関係ですけども、玄関先からずっと建物の中に入るところは自然な勾配で上げておまして、車いすでも段差がなく入れるようになっております。今、言われるのはどこの部分かちょっとわかりませんが、全て段差なしというのは建物上無理だと思いますので、その辺もまた工事の中で変更がきくものであれば、変更許容範囲であればやっていきたいとは思いますが、今のところそこを詳しくちょっと確認をしておりますので、また確認しながら対応していきたいと思います。

それから、この前全員協議会の中でも御説明しましたが、事前協議については2月4日に承認をいただいておりますということで、その後、県のほうに設立の認可申請を出しましたので、これが返ってくるまでは許可になりませんので、今の予定では、この前もお話しましたが、事業開始は3月1日ぐらいにはできるのではないかと考えております。先ほど障がい者のほうも今後、施設ができると同時にそういった認可申請、変更を、今は保育園の関係の法人でございますので、障がいについても取り組むという変更申請を行っていかなくてはなりません。

それから、職員の関係ですが、専門職員を雇うようになりますけども、これにつきましては、3月1日より法人のほう、事務職員が町のほうに入ってやるようになりますので、保育園の運営、それから新たな法人のほうの障がいのほうの職員の対応等もその職員がやっていきますけども、役場も全然その対応をしないわけにはいきませんので、協力しながら進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんね。ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） このたびの障害者福祉センターでありますけれども、私は町が責任を持ってやらなければならない福祉行政は、医療を含めた健康福祉、そして障がい者福祉というものが、二つの大きな柱になってくると思います。

今までも障がい者の関係の家族の方々が切に要望をしてこられました、財政健全化というそういう道のりもあり、なかなか実現しなかったのではないかと感じております。

現在、実質公債比率も11.4%という一旦、今から厳しい状況も続いていきますけれども、そういう状況の中でやはり町が責任を持って障がい者福祉というものを推進していくということが私は何よりも大事だと思っております。

特に今、津和野小学校でやっておるその作業所につきましても、さまざまな制約もあり、この場所では限界であるということも関係者からお聞きしております。そして、障がい者の親御さんにとっても自分がもし亡くなった後に、こうして障がい者の子供を一人残して逝く、それが何よりもつらいんだと、こういうような障害者福祉センターができて、その子供たちがちゃんとサポートしていただける、そういう体制をつくっていただけることが何よりもうれしいんだということも障がい者の親御さんからも聞いておることでもあります。

やはり今回、きちっと体制をつくりながら、障がい者福祉というものを津和野町の大きな柱として推進していくその機関として、このたびの障害者福祉センターの建設に対して賛成の討論といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 建設につきましても賛成をいたします。むしろおそいぐらいと思っております。ほかの町村ではもうほとんど設置がされております。まず、建物がない、帰る家と言いますか、それがなくて今、津和野町外に多くの人が出ておられます。帰る家があると帰る可能性が非常に高いとも聞いておりますので賛成いたしますが、やはり障がい者の要望とは言いません。まあ要望ですが、軽微なものであれば、またよく話を聞いて、可能であればかなえてあげていただきたいと思います。以上、賛成といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第7号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。起立全員であります。したがって、議案第7号平成27年度津和野町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 報告第1号

○議長（沖田 守君） 日程第9、報告第1号専決処分の報告について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第1号専決処分の報告についてでございますが、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、報告をするものでございます。

内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、報告第1号を御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、別紙のほうをごらんください。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により、平成28年2月5日に専決処分をしたものでございます。

損害賠償の額につきましては、12万9,988円でございます。損害賠償の相手方につきましては、[総務財政課長説明]でございます。

事故の内容でございますが、平成27年10月2日午後1時ごろ、浜田市原井町1203番地の1の「道の駅ゆうひパーク浜田」におきまして、松江市のほうに公務出張中のつわの暮らし推進課の職員が運転いたします公用車が、昼食休憩をとるため同施設内の駐車場のほうへ停車をさせようと駐車区画へ進入したところでございますが、進入角度を誤りまして、停車中の相手方車両の右の後輪付近に接触し、破損をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があればこれを許します。ありませんか。ありませんか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 交通事故というのは、大変思わぬときに起こるわけですが、4月からまた今度新しく地域おこし協力隊の方たちが54名ぐらい採用されますが、中でも新規に採用される方が19名ぐらいおられますね。これらも当然車に乗られると思うわけですが、やはり町として、職員も含めて年間に二遍ぐらいは安全教育ぐらいはされてはいかがかと、こういうこともひとつ検討して、事故を少なくしていただくようにひとつ努力していただきたい。このように思います。されるされるは執行部のお考えでございますので。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） こういった交通事故、公用車乗車中の交通事故が大変多うございます。特に運転になれない都会部からまいりました地域おこし協力隊員の事故も確かに多うございます。特に事故が複数回続いた協力隊員につきましては、こちらのほうからも自動車学校等の個人が行かれる教室等に行ってくださいというようなことも言ったこともございます。それと、職員含めまして、昨年職員の不祥事もございましたが、そのときに不祥事のときにあわせまして、職員のほうにも町長名で通達を出しまして、交通事故に対する注意喚起をしておるところでございます。春、秋の交通安全期間中には職員にも十分運転にも注意するということもございます。また今後、議員さんのほうから今、御提案ございました交通安全教室といったことも検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成28年第2回津和野町議会臨時会を閉会します。大変御苦勞でございました。

午前10時22分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

